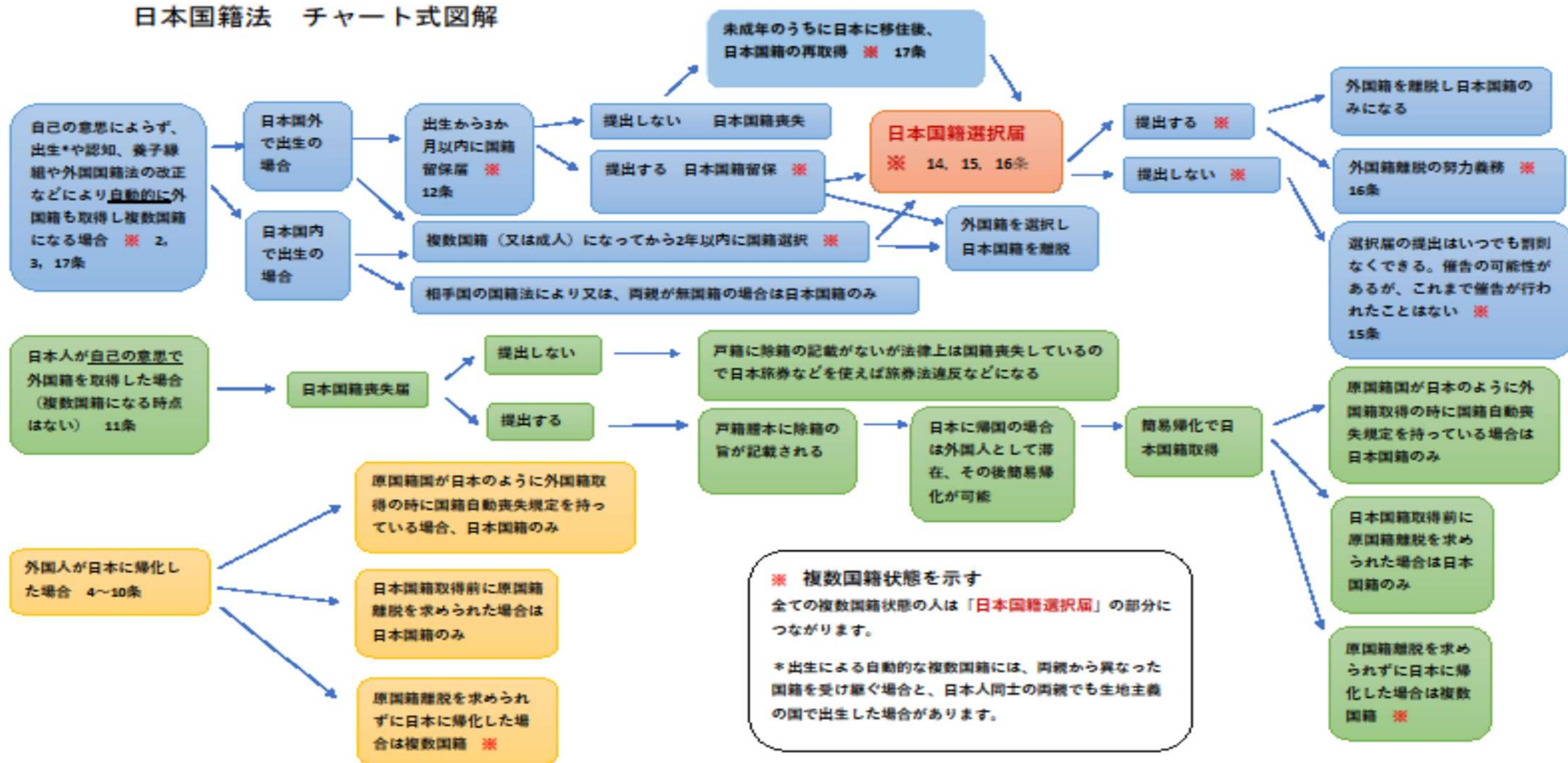


国籍法勉強会2021

国際結婚を考える会 JAIF

日本国籍法 チャート式図解



・複数国籍になる例

- 1. **出生**による：両親からの異なった国籍を受け継ぐ・日本人の両親から出生地主義の国籍法の国で生まれる。
- 2. 日本人の父親からの**認知**によって。
- 3. 外国籍の親の**養子**になる。
- 4. 未成年の時に**親が**外国籍（その未成年の子供にも自動的に国籍を与える国）に**帰化**。
- 5. 国籍留保制度により日本国籍を失った後、未成年のうちに日本で**国籍を再取得**する。
- 6. 配偶者に自動的に国籍を与える国の人との**婚姻**。
- 7. **外国人**が日本に**帰化**する際、原国籍の国籍法により帰化前に国籍離脱ができない。

国籍選択制度

国籍法第14条

外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。

国籍選択制度

国籍法第15条

法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

国籍法第16条

選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

1. 「国籍選択の義務」とは、国籍選択届を提出し「日本国籍を選択します」と宣言すること。
2. 届を出せばそれで義務は果たしたことになる。
3. その後の外国籍離脱は、当人と外国の間のことであり、日本政府は関知できない。
4. 「**努力義務**」が具体的にどういう事なのかは**規定がない**。
5. 提出期限を過ぎても罰則もなく受理してもらえる。
6. 第15条に定められている「**催告**」は**これまで行われたことはない**。

国籍選択届

令和 年 月 日届出

大使
総領事 殿

受理 令和 年 月 日
第 号

送付 令和 年 月 日
第 号



書照調査	戸籍記載	記載調査			
------	------	------	--	--	--

(よみかた) 国籍選択を する人の氏名	氏 名	年 月 日生
住 所	世帯主 の氏名	番地 番 号
本 籍	筆頭者 の氏名	番地 番 号
現に有する 外国の国籍		
国籍選択 宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します	
そ の 他		
届 出 人 署 名 押 印	印	

届 出 人		
<small>(国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意、届出人全員の契印が必要)に書いてください。)</small>		
資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	親権者 (<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 筆頭者 番 の氏名	番地 番 筆頭者 番 の氏名
署 名 押 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

(届出人の連絡先及び電話番号)

国籍の喪失

国籍法第11条1項

日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

国籍法第11条2項

外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

11条1項、2項が適用される人は、複数国籍ではない。

国籍留保届

国籍法第12条

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

- 在外日本公館（大使館や領事館）にも**郵送で**届け出をすることができる。
- **郵送は**直接日本の役所にとら思っている人も多いが、**在外公館でも可能**と外務省のHPにも記載がある。
- 在外公館からの文書は確実な外交ルートで日本に届くので、自分で直接日本に郵送するよりも確実。
- コロナ禍の下ではとても大事な情報。

一般旅券発給申請書

現在外国の国籍を有していますか。

はい いいえ

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。 _____

取得年月日 _____年__月__日

どのような方法で取得しましたか。(複数

選択可)

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届け出

新規・切替 (20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) (5年用)

ここに記入しないでください

写真 (写真貼付欄) 写真はお持ちください

1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無歯装
4. 縦35mm×横45mm
5. しちなし、顔は顔面から
顎までが34mm±2mm
*貼付した写真は旅券に転写
されます

① フチツジ コウタロウ
名(左詰め) 漢字 渡辺 光太郎
フリガナ FUCHITSUJI
ローマ字 KOTARO

② 所持人自署 渡辺 光太郎
性別 男 女 生年 160904
印 神奈川県 横浜市中央区山下町2番地

③ 神奈川県 横浜市中央区山下町2番地
※今までに旧姓も含め旅券の発給を受けたことがありますか ある ない
発給を受けたことがある場合は、最後に発給を受けた旅券につ ④ 記入してください

④ MQ9999901 発行年月日 20120701
西暦で記入

⑤ 発給を受けた旅券に記載の姓を FUCHITSUJI
※旅券に記入してください

⑥ (5) 20歳以上の場合は、下欄(1)内に「5」と必ず記入して
ください

現住所 〒212-0000 川崎市幸区〇〇町1-2-3 電話 044 (000) 0000
携帯 090 (XXXX) XXXX
E-MAIL fuchi-kota@XXXXXX.ne.jp

⑦ 住所 厚木市〇〇町4-5
氏名 渡辺 正 申請者との関係 祖父 電話 046 (000) 0000

⑧ 別 1. 外国で入国拒否、退去命令又は強制されたことがありますか はい いいえ
2. 現在日本国法合により起訴され、判決確定前の状態ですか はい いいえ
3. 現在日本国法合により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか、また刑の執行を受けなければならない状態にありますか はい いいえ
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか はい いいえ
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか はい いいえ
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。
(申請する枠内に印を記入してください)
はい いいえ

「はい」の場合
どの国の国籍ですか。 _____
取得年月日 _____年__月__日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生
外国での出生
外国人との婚姻又は養子縁組
帰化申請又は国籍取得届け出

ここに記入しないでください

(別記第2号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4